

「大磯町いじめ防止基本方針」の改定の概要について

1 改定の趣旨

- (1) 国及び神奈川県の基本方針の改定内容を反映させる。
- (2) いじめ防止対策推進法に基づき、町の基本方針を策定して3年が経過した。この間のいじめ防止の取組状況を踏まえ、必要な改定を行う。

2 改定のポイント

(1) いじめの理解の促進

- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

(2) 学校の組織的対応の強化

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫したものとなることを明確化する。
- いじめ防止の取り組みを学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価する。
- いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(3) 教職員がいじめの防止に取り組める環境の整備

- 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

(4) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒（※）について、当該児童・生徒へ適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。
- （※）発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒などを含む。

(5) 重大事態への対応強化

- 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。